

兵庫県工業用水道事業

受 水 の 手 引

(市 川)

令和3年4月

兵庫県企業庁

1 兵庫県工業用水道事業

工業用水は、製造業を始めとする企業の生産活動の用に供される水です。なお、水力発電等に供することはできません。

兵庫県では、揖保川第1工業用水道、揖保川第2工業用水道、市川工業用水道及び加古川工業用水道の4事業を経営し、工業用水を供給しています。

2 市川工業用水道の特徴

○災害に強い工業用水道づくり

兵庫県工業用水道事業では、これまで工業用水道施設の耐震補強工事を集中的に取り組んできました。今後も老朽化対策と併せて管路の耐震化を計画的に行います。

また、浸水想定区域に立地するポンプ場の浸水対策を計画的に実施しており、市川ポンプ場では、洪水に備えて浸水防止用擁壁等を整備しました。

3 受水申込みの受付（詳細は別紙フローチャートをご参照ください。）

受水の申込みは、随時受け付けています。

申込みの内容を検討し、給水が可能な場合は正式な手続を行っていただきます。[様式第1号] 受付窓口は兵庫県企業庁利水事務所(船津浄水場)です。

詳細な事項や不明な点は、水道課または利水事務所(船津浄水場)へお問い合わせください。

お問い合わせ先	住所・電話番号
兵庫県企業庁水道課	〒 650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL 078-362-3684 (経営担当)
兵庫県企業庁利水事務所 (船津浄水場)	〒 679-2101 姫路市船津町字平田4552-1 TEL 079-232-5881 (事務担当) 〒 672-8031 姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 TEL 079-245-1366 (施設第2課)

4 料 金

料金は、申込水量（以下「契約水量」という。）に単位水量当たりの料率を乗じて得た額を毎月25日までに納付していただきます。実使用水量に関係なく受水企業が契約水量の全部を使用したものとみなして料金を頂きます。

なお、料率は次のとおりです。

工業用水道名	料 率	備 考
市川工業用水道	15.00 円/m ³	別途消費税を申し受けます。

5 減量負担金

事業所の閉鎖、移転、または兵庫県公営企業管理者が真にやむを得ない事由として減量を認めた場合は、別途管理者と負担協定を締結し、次の減量負担金を負担していただきます。

減量負担金：次の算式により求めた額のうちいずれか高い方の額

- (1) 3年間分の固定的経費×1日当たりの減量水量
- (2) 企業債未償還残高の水量按分×1日当たりの減量水量

6 水 質

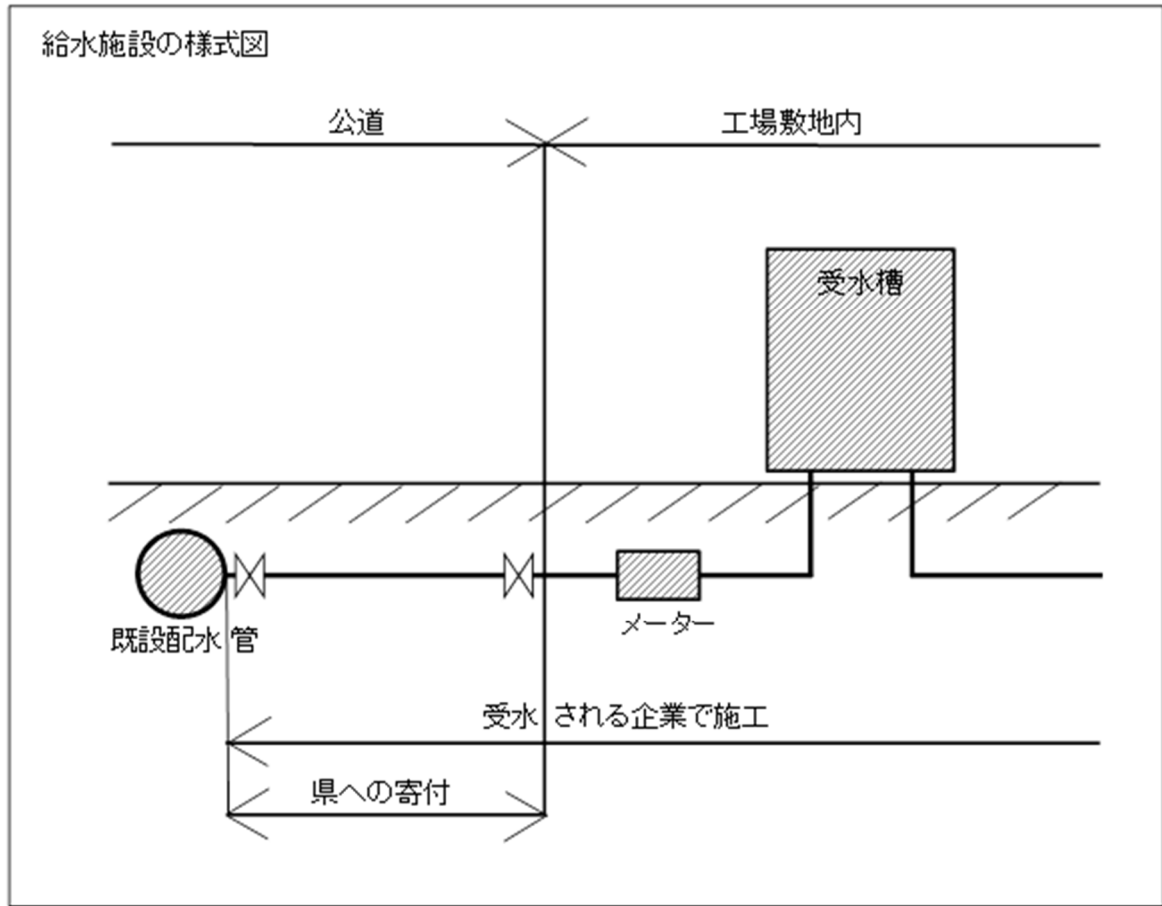
兵庫県では、原水を供給しています。

7 給水施設の設置

既設配水管から受水予定箇所に接する地点までは、県と協議の上、受水を希望する企業において行っていただきます。

既設配水管から敷地境界までの施設については、完了後県に寄付していただきます。

また、工業用水道施設の維持修繕等のため給水を停止させていただく場合がありますので、操業の安全を期するために、受水施設として受水槽の設置をお願いします。



8 受水後の変更

受水後、次の事項に変更がある場合は、所定の様式を関係事務所に提出してください。

- (1) 基本使用水量を変更する場合 〔様式第3号〕
- (2) 給水施設工事計画を変更又は工事中止する場合 〔様式第10号又は第12号〕
- (3) 自己の都合により工業用水道使用開始を延期等する場合 〔様式第14号〕
- (4) 氏名若しくは名称若しくは代表者の氏名又は住所を変更した場合 〔様式第16号〕
- (5) 使用者に相続又は合併があり、地位を承継した場合 〔様式第17号〕

9 その他

○雑用水としての使用の拡大

工業用水は工業生産を営む事業所において使用される水であり、工業の生産過程において直接使用されるもののほか、原料容器の洗浄や工場内部の清掃用その他雑用水としても使用できます。

また、下記の事例のように使用することが可能ですので、雑用水の水需要がある場合は、利水事務所(船津浄水場)の担当者にご遠慮なくご相談下さい。

供給先事例	使用用途事例
下水処理場、し尿処理場、ゴミ焼却場 産廃処理場、庁舎・会館、事務所・ビル、 学校・研究施設、医療・福祉、交通等、 流通・倉庫、公園・運動場、その他	洗浄用水、清掃用水、希釈用水、散水、 トイレ用水、浴用水、実験用水、 冷暖房用水、車両洗浄用水

工業用水受水の手順

